

要 旨

特集：原子力の利用と安全性

【概論】原子力の利用と安全性

本稿は本特集における全体的な解説である。原子力の用途に関して簡単に解説し、本特集が課題とする原子力発電に付随する危険性や課題を一般的問題として述べる。そのうえで安全性を担保することの意味と限界について考察し、国政におけるエネルギー選択においては、安全性と透明性を担保することが重要であることを述べる。つぎに、原子力平和利用の国際的枠組みについて、関連国際機関、関係条約及び国際安全基準を紹介し、最後に、現在の原子力発電の世界的動向について紹介する。

【アメリカ】アメリカの原子力法制と政策

アメリカにおいて原子力利用はまず、軍事目的から始まり、その後、民生利用が進められてきた。政府は原子力の民生利用の振興策を講じたが、原子力発電のリスクの高さ、コストの高さから民間の参入は順調とはいえなかった。さらに政府は参入を促すための政策を立案し、立法化を目指してきた。また、世界情勢の変化がエネルギー政策に与える影響は大きく、これまでも歴代の大統領は包括的なエネルギー政策を策定した。ブッシュ前政権の包括的なエネルギー政策において、原子力推進、原発新設が明確に目指されるようになり、その方向性はおおむね、オバマ現政権でも踏襲されていると見ることができる。

【アメリカ】アメリカの原子力安全規制機関—原子力規制委員会（NRC）—

アメリカにおいて原子力発電所等の民生用の原子力の安全規制を担当するのは、連邦政府の独立機関である原子力規制委員会（NRC）である。NRCは、1974年エネルギー機構再組織法により設置された。原子炉、核燃料サイクル施設、核物質、放射性廃棄物等の許認可や安全基準等の策定を担当している。

【EU】EUにおける原子力の利用と安全性

EUにおける原子力利用の枠組みとして、欧州原子力共同体及びその「原子力の研究・研修活動に関する欧州原子力共同体第7次枠組計画（2007年～2011年）」を紹介し、近年の気候変動対策を背景としたEUにおける原子力発電の利用状況についての動向を述べる。次に、原子力の安全を確保するために、EUが基礎としている法令上の枠組みとして、関係する条約、EU法等を紹介し、個別法規として2009年に公布された原子力施設の安全性確保のための枠組み指令の内容を紹介する。その外、放射性廃棄物管理に関する法制化への状況を解説する。

【フランス】フランスにおける原子力安全透明化法—原子力安全庁及び地域情報委員会を中心に—

本稿では、フランスにおいて2006年に制定された「原子力安全透明化法」を取り上げ、原子力発電所という施設に内在するリスクについて、原子力行政から離れた機関がそれを監視し、同時に、住民を含めた利害関係者間で情報を共有し、相互に意志疎通を図るリスクコミュニケーションの態様を論じる。特に、中央機関である「原子力安全庁」及び地方機関である「地域情報委員会」を詳説する。原子力安全庁は、独立行政機関として原子力基本施設を常に監視する機関である。地域情報委員会は、原子力施設のある地域に置かれ、事業者、地方自治体、住民及び専門家等で構成され

た実際のコミュニケーションの場である。これら2つの組織を通して、フランスがどのように原子力の安全性を担保しようとしているのかを考察する。末尾に、原子力安全透明化法の抄訳を付す。

【ドイツ】ドイツの脱原発政策のゆくえ

ドイツでは、2002年の「脱原発法」により、原子力からの撤退が国の基本政策となっているが、2009年9月の連邦議会議員総選挙の結果成立した連立政権は、原発稼働年数の延長などにより、これに一定の修正を加えようとしている。本稿では、このような政策的立場をとるドイツにおける原子力の利用と安全性に関する法規制の枠組みを、特に脱原発政策と関連させて概観し、法規制の中核をなす原子力法及び上記連立協定を抄訳して紹介する。

【韓国】韓国における原子力安全規制法制

韓国の原子力発電所は国内4か所で20基が稼働中であり、発電能力は世界第6位である。日本と同様にエネルギー輸入大国である韓国において、エネルギー安全保障の観点から原子力発電の果たす役割は大きい。本稿では、韓国における原子力利用に係る安全規制の法的な枠組みがどのように規定されているのかについて原子力法を中心に概観した上で、近年の法改正及び韓米原子力協定改定の動きについて紹介する。

【中国】中国における原子力の安全性—原子力発電関連法規を中心に—

経済成長の著しい中国では、石炭に大きく依存するエネルギー構造の転換を進める方向でエネルギー不足問題の解決に動き出している。当然、これは気候変動問題等の国際的な環境問題への対応も視野に入れたものである。その中でも、原子力発電については今後、多数の発電所の建設が計画されている。本稿は、中国の原子力発電の現状、安全規制機関である国家核安全局及び国家原子力エネルギー機構について概観し、関連法規について簡単に紹介するものである。また、「民生用原子力施設の安全に関する監督及び管理条例」の翻訳を末尾に掲載する。

【オーストラリア】オーストラリアにおける放射性廃棄物管理の動向

オーストラリアでは、商用の原子力発電所は存在しないものの1950年代から研究用原子炉が稼働しており、長年原子力が、医療、産業、研究等の分野で使用されてきた。これらから生じる放射性廃棄物の処理に加え、海外で再処理した使用済核燃料の廃棄物が2015年から返還されることもあって、現在、放射性廃棄物の管理と処分が喫緊の課題となっている。本稿では、この問題に関するオーストラリアのこれまでの取組を概観した上で、ハワード前政権及びラッド現政権における法制化の動向を紹介する。

主要立法（翻訳・解説）

【韓国】韓国におけるDNA身元確認情報データベース法の制定

欧米諸国では1990年頃から犯罪捜査のためのDNA型データベースの構築及び運用が行われてきたが、韓国では人権侵害の憂慮からこれに係る法案の審議が難航してきた。しかし、2000年代後半から凶悪犯罪が相次いで大々的に報道されたことを機に社会の安全を求める機運が高まり、2009年12月29日、国会本会議において「DNA身元確認情報の利用及び保護に関する法律案」が可決され、2010年1月25日に公布された（同年7月26日施行予定）。本稿では、この法律がどのような経緯を経て制定されたのか概観し、法律の概要を紹介すると共に、同法の全訳を付す。